

第 1 9 1 6 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会

- 1 日 時 令和 3 年 1 0 月 1 3 日 (水) 午前 1 0 時 開 会
午前 1 0 時 2 4 分 終 了
- 2 場 所 埼 玉 県 教 育 局 教 育 委 員 会 室
- 3 出 席 者 高 田 教 育 長、伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者、遠 藤 委 員、石 川 委 員、戸 所 委 員、坂 東 委 員、萩 原 副 教 育 長、佐 藤 教 育 総 務 部 長、日 吉 県 立 学 校 部 長、石 井 市 町 村 支 援 部 長、案 浦 教 職 員 課 長、小 西 生 徒 指 導 課 長
栗 原 書 記 長、岩 崎 書 記、原 口 書 記
- 4 会 議 の 主 宰 者 高 田 教 育 長
- 5 会 議
- (1) 前 回 議 事 録 の 承 認
- 全 出 席 委 員 異 議 な く 本 件 記 載 ど お り 承 認
 - 高 田 教 育 長 が、伊 倉 委 員 を 議 事 録 の 署 名 者 に 指 名 し た。
- (2) 報 告 事 項
- ア 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 及 び 会 計 年 度 任 用 学 校 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案 に つ い て
案 浦 教 職 員 課 長 (提 出 理 由、専 決 処 理 し た 理 由、専 決 処 理 の 状 況 及 び 条 例 案 の 内 容 に つ い て 説 明)
- イ 学 校 に お け る メ ン タ ル ヘ ル ス リ テ ラ シ ー の 向 上 に 向 け た 東 京 大 学 大 学 院 と の 連 携 協 定 に 基 づ く 取 組 に つ い て
小 西 生 徒 指 導 課 長 (提 出 理 由、現 状 と 課 題、連 携 協 定 の 締 結、連 携 協 定 に 基 づ く 主 な 取 組 に つ い て 説 明)
- 伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者 私 自 身 が 地 域 活 動 に 関 わ っ た 子 供 た ち の 中 で 不 登 校 に な っ た ケ ー ス を 見 て き ま し た。そ の 子 供 た ち は 小 学 校 に は 楽 し く 通 っ て い ま し

たが、中学校に入学してから心が不健康になってしまいました。現在のところ研究推進校が中学校と高等学校だけですが、早期発見をするためには、小学校の高学年の保護者はこの内容を知っておくといいと思いました。保護者が、今楽しく小学校に通っている子供が心の不調をきたす可能性があるのだと知っていれば、中学校で変化が起きたときにすぐに対応できると思います。そのためには、研究推進校の指定に小学校を含めるのか、又は小学校の保護者に周知をするのか、東京大学大学院に提案していただきたいと思います。保護者の視点として、この内容について先に知っていれば、中学生のときにケアができたと感じました。

小西生徒指導課長 現在の研究指定校は、中学校8校、高等学校5校ですが、研究の成果については、全県の学校に周知していく予定です。今後は、伊倉委員のお話の内容を参考にしながらしっかりと取り組んでまいります。

遠藤委員 小学校と中学校の連携、中学校と高等学校の連携の必要性については、以前から教育委員会でも話が上がっており、学校間の連携の中で是非この事業を生かしてほしいと思いました。

小西生徒指導課長 学校間の連携と児童生徒の見守りの情報共有については、当課では、生徒指導上の様々な情報を学校間でしっかりと連携、共有し、中学校や高等学校に入学したときに児童生徒がスムーズに学校生活が送れるように意識して事業を進めています。学校種の異なる教員を集めた研修にも取り組んでおり、そういった研修も更に充実させながらしっかりと取り組んでまいります。

戸所委員 最初は研究指定校で行い、今後は横展開していく考え方で素晴らしい取組だと思います。今後は、9ページにある教職員の研修の充実と保護者との連携が鍵になると思います。実社会では、顧客満足である「CS」の前には、必ず従業員の職場満足である「ES」が必要であるといわれていますが、20代、30代であっても、仕事が大変で悩みを素直に打ち明けられない、すぐに手を上げることができないケースが多くあります。もちろん、大変であれば声を上げるように促すことは実社会でもしていますが、9ページにある取組を具体的に行っていくことで、今後はかなり変わってくるのではないかと思います。

小西生徒指導課長 児童生徒に話を聞くと、「聞かれないから話さない」との声もよく聞きますので、教員が生徒の様子が変わったと感じ、すぐに声を掛けることができる、僅かな変化を感じ取れるような教職員研修の充実に取り組んでまいります。

(3) 次回委員会の開催予定について

10月28日(木) 午前10時